

# 習志野市工場緑化推進要綱

( 趣旨 )

第1条 この要綱は、習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例（昭和47年条例第32号。以下「条例」という。）に基づく、工場の緑化推進に関し必要な事項を定めるものとする。

( 定義 )

第2条 この要綱において「工場」とは、条例第11条の7第2項に規定する工場（これに付属する食堂、体育館、レストハウス、グラウンド、寮、社宅等の厚生施設を含む。以下「厚生施設」という。）をいう。

2 この要綱において「工場敷地」とは、次の各号の1に該当するものをいう。

- (1) 工場の用に供するために区画された土地
- (2) 工場及び工場以外の業種の事業所（厚生施設を含む。）の用に供するために区画された土地
- (3) 現況において、用途不明のまま工場敷地と隣接して保有している土地

3 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑地 区画された土地で樹林が平均的に植栽され半永久的に育成されており、他の用に供されない土地をいう。
- (2) 緑化率 緑地の面積の工場敷地の面積に対する比率をいう。

( 緑地の確保 )

第3条 工場は、次の各号に定める工場敷地の面積に応じ、それぞれ当該各号に定める緑化率により緑地を確保しなければならない。

- (1) 1,000平方メートル以上の場合、100分の20以上とし、緑化率の100分の75以上は、工場敷地外周部（工場敷地の境界線から対面する境界線までの距離の5分の1程度内側に入った点を結んだ線と境界との間に形成される部分をいう。以下同じ。）に確保するものとする。
- (2) 1,000平方メートル未満の場合、可能な限りの緑地を確保するものとし、おおむね100分の10以上の緑地率を確保するものとする。

2 習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例施行規則（昭和52年規則第16号。以下「規則」という。）第9条第1項に規定する「製造、加工等の作業場を同一敷

地内に有しないもの（厚生施設、事務所等が道路、鉄道等により製造、加工等の施設と分断され明らかに同一敷地内にないと判断されるものをいう。）」にあつては、規則第9条第2項を適用にする。

（緑地の測定法）

第4条 樹木が育成する土地で柵、置石、へい等により区画されているものについては、当該土地の面積を緑地の面積として測定する。この場合においては、法面の場合は、法面の水平投影面積を測定する。

2 樹木が生育する土地で柵、置石、へい等により区画されていないものについては、外側にある各樹木の幹を直線で結んだ線で囲まれる面積を緑地面積として測定する。

3 一列の並木状の樹木が生育する土地で柵、置石、へい等により区画されていないものについては、当該並木の両端の樹木に沿つて測つた距離に1メートルを乗じた面積を緑地の面積として測定する。

4 単独の樹木において樹冠の水平投影面積が10平方メートルを超えるものについては、当該樹冠の水平面積を緑地の面積として測定する。

（植栽の位置及び植栽密度）

第5条 工場敷地外周部の樹木植栽

（1）工場敷地外周部は、樹林帯で緑化を図り、その規模は、可能な限り大型とし、生態学的な樹林帯を構成し敷地を包みこむものとし、その形状は、遮断効果をよりあげるものでなければならない。

（2）樹林帯は、単層林をさけ多層混交林とし、その植栽密度は、次に掲げるものを基準として気候、土壌等の環境条件を考慮し、樹林帯の構成に効果的な本数とする。

区 分	高 木	中 木	低 木
平方メートル当りの本数	0. 1 3	0. 4 6	0. 4 1

（3）常緑樹と落葉樹の割合はおおむね8対2とする。

（4）高木、中木、低木の区分は、成木時における高さ（高木は、4メートル以上、中木は、3～4メートル、低木は、3メートル以下）を基準とし、植物学上の分類を参考にして判断するものとする。ただし、高木であつても生けがき等に使用する場合は、当該生けがき等に使用する樹木の高さにより、中木又は低木とみなす。

2 工場敷地内部における植栽

工場敷地内部（工場敷地から工場敷地外周部を除いた部分をいう。）における植栽は、10平方メートル当たり高木が1本以上、又は20平方メートル当たり高木が1本以上

及び低木が20本以上植栽されることを基準とし、樹木が当該工事敷地全体について平均的に植栽されていなければならない。

( 植栽土壌の整備 )

第6条 植栽前に土壌調査を行い、樹木の生育に適さない場合は次の各号に掲げる処理を行い健全な生育がなされるようにしなければならない。

(1) 土壌の改良

(2) 給排水施設の設置

2 樹木の植栽に際して客土の厚さは、おおむね次の基準とする。

区 分	高 木	中 木	低 木
厚 さ	1メートル以上	0.7メートル以上	0.5メートル以上

( 植栽時の樹木規格 )

第7条 植栽時の樹木規格は、植栽後5年以内で樹林帯の機能を有するものとし、おおむね次の基準とする。

区 分	高 さ	葉 ば り
高 木	3メートル以上	1.5メートル以上
中 木	1.5メートル以上	0.6メートル以上
低 木	0.3メートル以上	0.3メートル以上

( 緑化工事の期限 )

第8条 緑化工事の期限は、原則として当該工場がその用途に供されるまでの日とする。

( 緑化協定の締結 )

第9条 市長は、条例第11条の7第2項に規定する緑化協定を締結する必要があると認めるときは、その状況を調査し、工場を有する事業者（以下「事業者」という。）その他関係者と協議するものとする。

2 協議が成立したときは、市長は事業者に対し緑化計画書（別記第1号様式）の提出を求めるものとする。

3 市長は、前項に規定する緑化計画書が提出されたときは、事業者と緑化協定を締結するものとする。

( 緑化協定締結後の責務 )

第10条 緑化協定を締結した者は、緑化協定に定めた内容を誠実に履行しなければならない。

( 履行の期限 )

第11条 緑化協定を締結した事業者は、次の各号に規定する時期までに植栽工事を完成しなければならない。

(1) 新增設のものについては、原則として当該工場をその用に供するまでの日とする。

(2) 既設のものについては、当該工場敷地周辺の土地利用状況、樹木植栽の季節性等を考慮して相当と認める期間（おおむね3年以内）において定めるものとする。

( 履行状況の調査 )

第12条 市長は、緑化協定を締結した事業者に対して随時協定の履行状況について報告を求め、必要に応じて現地調査を行うものとする。

( 管理責任等 )

第13条 緑化協定を締結した事業者は、緑化工事の完了後緑地の管理を行うものとする。

2 緑化協定を締結した事業者は、樹木の枯損等により緑地の機能を失った場合は適切な補植等を行い、当該緑地を適正に保持するものとする。

( 緑化台帳 )

第14条 緑化協定を締結した者は、当該工場の緑化台帳（別記第2号様式）を作成しなければならない。

( 緑地の増設、変更等 )

第15条 緑化協定を締結した事業者は、緑地の増設又は変更等を行う場合は、市長と協議しなければならない。

2 緑化協定を締結した者は、緑地の増設又は変更等が行われた場合、速やかにその旨を緑化台帳に記入しなければならない。

( 勧告等 )

第16条 市長は、緑化協定を締結した事業者が緑化協定の内容を履行せず、又は違反した場合は履行の請求、勧告等をするものとする。

附 則 この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。